

ドキュメントを読む

——いじめ自殺訴訟判決を例に——

山本 雄二

1. はじめに

あらゆる文化現象や文化的構成物をテキストとして読むカルチュラル・スタディーズの手法がもはや特別視されることもないほどに浸透した今日、「ドキュメントを読む」試みなどすっかり時代遅れで、改めて取り上げること自体が周回遅れのランナーのような印象を与えるかもしれない。というのもカルチュラル・スタディーズにおけるテキスト論は、通常の意味では「読む」対象とみなされてこなかった対象をテキストとして思わぬかたちで「読む」ところにその新奇性があったのだし、中立で客観的であると思われる情報や出来事の中に階級やジェンダー、人種などのイデオロギー性を読み取るところに社会学的な意味もあったのに較べれば、もともと誰かに聞かれたり、読まれたりすることを前提に書かれたドキュメントを「読む」のはなんら特別なことではないし、人によって受け取り方が異なるのであれば、読む人が持っている知識の質や量の違いによるか、そもそもドキュメントの表現が曖昧さを含んでいるかのどちらかであると簡単に片付けられてしまい、いずれにしろとりたてて論じるほどのことではないと思われがちだからである。

しかし、一旦テキスト論を経験した目で改めて「ドキュメントを読む」という行為を見直してみると、ドキュメントには表現の曖昧さや個人の知識の多寡といった偶発的な要因にとどまらない、ドキュメントというテキストに固有の不安定さや違和感もまたそこかしこに含まれており、「ドキュメントを読む」とはそうした不安定さや違和感をたよりに、テキストが放射する意味の多重性に耳を傾けることでも

あったのだと今さらながら気づかされる。ドキュメントに正しい読まれ方と間違った読まれ方あるいは正統な読まれ方と怪しい読まれ方があるとあたりまえのように思われていたときとは違い、テキスト論以後にはそうした「間違った」「怪しい」読まれ方のうちに社会における変化や新しい潮流の兆しが滲み出ているのかもしれないと考えられるようになったのである。今まで無視され、ときには嘲笑の的でさえあったものに光を当て直し、そこに社会観や人間観の新しい可能性を考えることにつながる可能性を見ようとしてきたともいえるだろう。

2. 言説社会

テキストの不安定さや違和感、曖昧さや矛盾、欠落や過剰などと感じられるもの、ようするに何らかの意味で欠陥であると思われるものは、テキストを可能にする複数の言説がそのテキストをそれぞれの領域に引き込もうとするせめぎ合いの痕跡として見ることもできる。これはテキスト論の重要な発見のひとつである。どの言説によっても一元的に支配することができないまま読み手の前に投げ出されたテキストは、読み手がどの言説に身を置いているかによって異なる意味を放射する。行政文書のように人によって異なる意味にとられたのでは困るような文書でさえ例外ではない。そのようなテキストと言説との関係を S. ボールは次のように表現している。

「ことばや概念は、それらがどのような言説の中で展開されるかに応じて、その意味や影響力を変化させる。言説は思考の可能性を抑制するのである。言説は、ことばをある特定の方法で配列し結合するのであり、それ以外の組み合わせは排除されるか配列し直されることになる。しかし、言説が、包摂と同時に排除によって、また語られると同時に語られないことによって構成されるかぎり、言説は他の言説、他の意味の可能性や主張、権利、立場とは対立的な関係に置かれることになる」(Ball, 1990, p. 2)。

簡潔な表現であるが、ここには言説に関する重要ないくつかの点が指摘されている。第1には、語られたことや書かれたことがそのまま言説であるわけではないこと。語られたことや書かれたことはそれ自体としてことばとしての力を発揮するのではなく、ある特定の言説の中に位置づけられたときに初めて意味を持ちうるし、力を発揮しうるものである。それは逆に、他の言説の中ではまったく別の意味を持ったり、場合によっては無意味でさえありうることを意味している。言説とはことばや概念に意味を与えたり、奪ったり、変形させたりする意味の発生＝消滅装置で

あり、意味の加工装置でもある。

第2に、言説はその内部の個人に理解可能なことばを求める。このことは言説の政治的な性質と直接に結びついており、より生々しい表現をもちいれば、「言説とは、言うことが許されているのは何で、考えることが許されているはどんなことかを指示するのみならず、誰が、いつ、どのような資格で話すことを許されているのかをも指示する」(ibid. p. 2)。M. フーコー（訳1981）が「言説社会」と呼んだのは、言説内部で互いに理解可能なことばを、言説の指示する「適切さ」をもって発することのできるこうした言説共同体のことであった⁽¹⁾。

ちなみに言説が政治的であるとは、あることがらについて複数の異なる意見があり、それらが互いに対立しているといったことを意味しているのではない。そうではなく、フーコー（訳1977）に倣って言えば、言説はそもそも語ることによって対象を体系的に構成していくプラティックである。言説とは対象について語るのでも、対象を明らかにするのでもない。言説は語ることによって対象を作りだし、語りが増殖するにしたがって語りの対象がもともと存在していたかのように偽装し、やがては偽装していることすら忘れられるほどに自明化するプラティックである。したがって、ここでいう「政治的である」とはそもそも語るべき対象の存在を巡る闘争や駆け引き、共謀や馴れ合いのことを指している。そうした政治性がテキストの不安定さや違和感、曖昧さや矛盾、欠落や過剰などの感覚として読み手を揺さぶるのである。

筆者が過去に焦点を当ててきた「いじめ言説」についても、そもそもそのような言説の存在に突き当たったのは、いじめ被害によって自死を選び取った子どもたちの遺書の、その文面の奇異なほどの高邁さへの違和感（嫌悪感といってもよい）からであった。「『いじめ』に対して逆襲することも自分を救うための有効な手だても強い味方も見いだすことができなかったあげく、自殺よりほかに逃げ道がないようなところに追い込まれた、世俗的な意味ではもっとも無力な人間が遺書のなかではどうしてかくも高みに立つことができるのか。この死が強いられたものであることはどの遺書のなかでも触れられている。それにもかかわらず遺書でそのことを語るその姿はまるで別人のように強い、あるいは超然としている。そこではなにがおこっているのだろうか。」（山本，2002b，pp.193-194）

死の淵に沈みつつある者だけが到達しうる高邁さというのはどのようなものか。死ねば新聞が書き立てて、自分は同情され、ヒーローになる一方、加害者は悪者として非難され、罰せられるにちがいない。その相手をあの世から思い知ったかと蔑

む、その態度を先取りしているのだと考えることもできなくもない。しかしそうした説明は、生き続けることを前提とした者の欲望を死の淵にあるものの心情解釈に滑り込ませてはいないだろうか。そうではなく、理解したいのは、死ぬことによって初めて語ることの正当性を得るような社会構造とはどのようなものである。それをいじめの言説構造に見たのが先の論考であった。そうしていじめ言説の編成プロセスをたどり直してみてもわかったのは、報復殺人であれ、自死であれ、いじめの言説構造がその発端から死を核として編成されてきたということであった。いじめの定義が心理的・身体的苦痛によってなされた後もその性格は変わらない。いじめ言説は死者にのみいじめ被害者として語る資格を与え、遺書というテキストを意味あるものにする。同時に、いじめ被害者はいじめ被害者として語る資格を得ようとすればするほど死の淵へと吸い寄せられてゆく逆説にいじめ言説の力を見たのだった。

この例などは言説の外部からテキストへの違和感を通して、言説の構造を描くというプロセスをたどっており、読解の構図自体としては比較的わかりやすい。以下では、さらに言説内部の揺らぎや葛藤を手がかりにしてひとつのテキストが互いに相容れないような意味を産出するさまとそうした意味の多相性が実際にはいかに見過ごされ、単純化され、そのため思考の機会が失われてきたかを、ある判決文を例に描いてみたい。

3. 判決文を読む

3.1. 「いじめ自殺」に対する学校の過失

取り上げるのは、以前にも考察したことのある福島地裁いわき支部による通称「いわきいじめ自殺訴訟」の判決文（1990.12.26、以下「いわき判決」という）である。この裁判は、1985年に自殺した中学3年生の男子の遺族が、自殺は学校がいじめをやめさせるための適切な対応を怠った結果であるとして損害賠償を請求したものである。

事実経過を裁判所の認定にしたがってごく簡単にまとめれば以下の通りである。

被害者Sは中学1年生の頃から主たる加害者であった同級生のTから暴力をふるわれたり、金銭を脅し取られたりしてきた。3年生になってからは、他の生徒や教諭の目の前で顔にマジックインクでいたずら書きをされる、水酸化ナトリウム溶液を背中に流し込まれ火傷をおわされる、雑草をむりやり食べさせられる、嘔吐するまで煙草をたてつづけに吸わされる、お金を工面するために車上ねらいやバイクの

窃盗を強要されるなどしており、やがて金銭の要求はエスカレートしてゆき、要求どおり工面できなかったときには暴力による制裁を受け、その暴力もエスカレートしていった。もちろん教師も黙って見ていたわけではない。事態が発覚するたびにTらには注意を与え、SにはTらの要求を断るよう励ますと同時に同じようなことがあれば教師に助けを求めるように助言もしている。Sの家族もまた、Tの家に抗議に行くなどの対応をする一方、Sに対しては強くあるように求めた。しかし、SとTらとの関係は改善されることなく、1985年9月25日、Sは近くの農具小屋で首を吊って死んでいるのを発見されたのだった。

そして翌1986年、遺族によって訴訟が起こされ、4年にわたる審理の結果、裁判所は被害者Sの自殺に対する学校側の過失責任を認め、賠償および慰謝料として1100万円余りを原告遺族に支払うよう被告いわき市に命じた。

主要な新聞はいずれもこの判決を翌日朝刊の1面で報じた。「いじめで自殺 学校に過失 地裁いわき支部 適切な対策怠る 中三遺族の訴え認める」(朝日)、「いじめ苦に中3自殺 学校に保護監督責任 全国初」(読売)、「『いじめで自殺』学校に責任 市に1千万円賠償命じる」(毎日)などの見出しのもとに報じる記事の論調は、新聞社によって強調点の違いはあるものの、この判決をほぼ無条件に歓迎している点では共通している。

マスコミがこの判決に注目し、大きなニュースとして取り上げたのは、これがわが国の裁判史上、いわゆる「いじめ自殺」に対する学校側の過失責任を認めた初めての判決だったからである。それまでにも「いじめ」による被害に対して学校側の過失責任を認めたケースはあった。しかし、「自殺」それ自体に対する過失責任を認めたものではなかった。もし、生徒の自殺を止められなかったことで学校側に過失があるとすれば、学校側が生徒の自殺を予見できたことを証明する必要がある。それがむずかしいのである。本人がいつも「自殺したい」と周りに言っていたとか、遺書を残して行方不明になっているとかというのであれば、自殺の実行は最終的には個人の意思によるものであるから、第三者があらかじめ予見することはできない。予見できないことに対して回避策を講じることはできず、結果としての自殺に対しても過失が認められることはない。これが壁になっていたのである。

3.2. いわき判決の論理

では、いわき判決はどのようにしてこの壁を乗り越えようとしたのか。判決文は自殺の予見可能性と被告＝学校の過失について次のように言う。

「(被害者) Sに前もって自殺の兆しがあったというまでの事実はおよそ認められない以上、学校側においてSが自殺することを予見すべきであったということはできないものとする。しかし、そもそも悪質かつ重大ないじめはそれ自体で被害生徒の心身に重大な被害をもたらすものであるから、本件いじめがSの心身に重大な被害を及ぼすような悪質重大ないじめであることの認識が可能であれば足り、必ずしもSが自殺することまでの予見可能性があったことを要しないものと解するのが相当である。」(『判例タイムズ』No.746, p.132)

要するに、自殺については予見できなかったかもしれないが、「自己の全人格や人間としての存在基盤そのものが否定される」ような悪質重大ないじめを受け続けた場合には、いつ死を選んでもおかしくないほどに心身が傷つけられるのであるから、いじめが悪質重大であるとわかった時点で学校は徹底的で断固たる対策を講じるべきであった。にもかかわらずそうはしなかったことが結果として死を招いたのであるから責任を負うべきであるというのである。

この論理と結論に関して教育評論家やマスコミが一様に歓迎の意を表明したことはすでに述べたが、それは学校がとかくいじめ自殺に対して逃げ腰であるとの印象が形成されており、しかも予見可能性の一点で過失を問われることを免れてきたのを、この判決が一挙に覆したからである。だが、そのような歓迎的態度は司法界の外部でのことにすぎない。司法という言説社会の内部では、このテキストはきわめて奇異であり、容易に理解されるようなものではなかった。単に少数意見というのではなく、よくて勇み足、悪く言えば世間に迎合した非常識とさえ受け止められかねない性質のものであった。予見可能性のないところに過失を認めるなどということとは前代未聞のことだったからである。

3.3. 司法的言説社会の人間観

司法という言説社会において自殺の予見可能性と過失との関係はどのようなものか。1981年の新潟地裁の判決(1981.10.27)に典型的に示されているので改めて確認しておこう。

新潟県にある県立農林高校の定時制農業科の高校生が同級生から繰り返し恐喝され、暴力を受け続けた末に自殺した事件で、自殺した高校生の両親が学校を相手取って起こした損害賠償請求裁判での裁判所の判断は次のようなものであった。

「(被害者)の自殺が現実のものとなった後に至って省みると、S教諭がとった右のような措置が前認定の経緯に照らしクラス担任教諭として万全を尽くしたもの

といえるかどうか、とくに、同教諭が（加害者）らの非行の事実が学校当局に判明した後の（被害者）と（加害者）ら双方の動静をもっと細かく観察してくれたなら、（被害者）の自殺を予見することができ、事前にこれを防止するため何らかの手立を講ずることもできたのではないかと考え、無念に思うことも（被害者）の両親である原告らの立場からは無理もないことである。とはいえ、自殺は人の内心に深く関わるものであって、他人がこれを予見するということは、当該本人が遺書をのこして所在不明になるとか、異常な精神状態にあるものが絶えず死を口走り自殺を試みようとするなど、自殺を裏付けるような当該本人の言動が他人に認識しうる形で現出しない限り、極めて困難なことと言わなければならない。（傍点は筆者）」（『判例時報』1031号、p.162）

自殺した子どもの遺族の心情を思いやり、同情の意を表明した後でなお、自殺を裏付けるような言動が他人に認識できるような形で現れていたとはいえないから、教諭には被害者の自殺を予見することもできず、したがってこれを防止する措置もとれなかったのであって、この点をもって教諭に過失があるとはいえないと判断した。これがこの判決の論理である。

また、いわき判決の3ヶ月後に出された「中野富士見中いじめ自殺事件第一審判決」（東京地裁、1991.3.27）⁽²⁾は新潟地裁の判断を踏襲した上で、直近にいわき判決を得たこともあって口調は厳しい。

「そのまま放置したのでは生命若しくは身体への重要な危険又は社会通念上許容できないような深刻な精神的・肉体的苦痛を招来することが具体的に予見されるにもかかわらず、故意又は過失によって、これを阻止するためにとることのできた実効的な方策をとらなかったとき、初めて安全保持義務違反の責めを負うに至るものである。したがって、ここで学校教育の課題ないしその成果の有無と安全保持義務違反の有無とを混同し、いじめへの行動傾向を示す生徒の教育指導や矯正が功を奏さず、およそいじめが防止できなかったからといって、その一事をもって直ちに学校当局者に安全保持義務への違反があるものと即断するようなことがあってはならない……いたずらに回顧的な観点から思い当たる事実を集積して、結果責任を問うに等しいことになってはならない。」（『判例時報』1378号、1991、p.39）

こうして判決はわざわざ「安全保持義務違反」と言えるための条件をおさらいした上で、いわき判決がいかにか結果論であるかと厳しく批判し、戒める。その後、自殺にいたる経緯をひとつひとつ検討したのち、加害生徒たちの被害者に対する執拗な暴行が被害者の「身体への重要な危険又は社会通念上許容できないような深刻な

精神的・肉体的苦痛を招来することが具体的に予見されたにもかかわらず、過失によってこれを阻止するためにとることができた方策をとらなかったものとして、安全保持義務への違背がある」(同上, p.42)と被害者の苦痛に対する責任は認めたものの、自殺に対する責任については留保する。「いかに一中学生の自殺であるとはいえ、それが一個の人間の意図的行為であることには変わりはなく、その最後の一瞬におけるまでその者の意思に依存するものである。そして、人がいかなる要因によって自殺への準備状態を形成し、……何を直接的な契機として自殺を決行するに至るかの心理学的・精神医学的な機序は、外部的にはおよそ不可視であって、明白に自殺念慮を表白していたなど特段の事情がない限り、事前に蓋然性のあるものとしてこれを予知することはおよそ不可能である(傍点は筆者)」(同上, p.42)というのがその理由である。

この判決を書いた裁判官が人間と教育に関する深い洞察力を持っていることは判決文の全体を通してみれば明らかであるが、その裁判官ですらこの線は譲れないということだ。

ここにあげた2編の判決文はいわゆる「いじめ自殺」に関して、第三者の予見可能性と過失責任との関係についての司法の支配的な見方＝常識を表しており、この判決文の間にいわき判決を置いてみるとその異質さが際だつ。いわき判決は、新潟地裁判決が示した遺族の心情への配慮をさらに大きくしてついに人情を優先させたというようなものでは決してないし、中野富士見中判決が批判するように、どこをどうひねっても結果論であることを免れようもない。司法的常識からすれば、いわき判決は自殺の予見可能性と過失とのこれまでの判断を何一つ乗り越えてなどおらず、判決としていかがわしく見えるのは当然である。

しかし言説論の見地からすれば、司法的常識といわき判決の対比はその背後にもしるい対比を含んでいる。いわき判決に登場する「自殺する人間」と司法の常識における「自殺する人間」はまったく異なる人間類型を前提としているからである。司法的常識における人間が自殺するとき、その人は人知れぬ深い苦悩を深奥に抱え、自殺の決行に当たってもやはり人のうかがい知れぬところで重大な決意を行っている。それに対して、いわき判決における人間は、ごく些細なことであってもそれを原因として自殺にいたってしまう。もちろん、自殺マニアでもないかぎり、多少なりとも深刻な苦悩は抱いているだろう。しかし、ある状況にあっては、死に至るまでのハードルがきわめて低くなっているために、通常ではとても死に至る原因になるとは思われない些細なことまでがハードルを越えるに十分な苦痛になってしまう。

いわき判決はそのような人間を見ている。では「ある状況」とはどのような状況か。

よく似た状況をわれわれは社会学の古典に見いだすことができる。「人びとを生に結びつけていた絆が弛緩するのは、彼らを社会に結びつけていた絆そのものが弛緩してしまったためである。では、直接に自殺をひき起こす決定的条件のようにみえる私生活上の出来事はどうかといえば、それらは、じつは偶然的な原因にすぎない。個人が環境の与えるごく軽微な打撃にも負けてしまうとすれば、それは、社会の状態が個人をとくに自殺しやすい人間に仕立てあげていたからにはほかならない」(デュルケム 1975, p.164)。これは E. デュルケムが『自殺論』で「自己本位的自殺」を説明したところに出てくる一文である。人間にとって社会との絆はそれこそ命綱である。かれは別のところでこう書く。「個人は、彼自身だけでは自分の活動の十分な目標となることができない。個人はあまりにもとるにたらぬ存在であり、その存在は空間的に限定されているのみか、時間的にもまったく限定されている。したがって、自分以外に志向すべき対象をもたない場合には、われわれの努力もけっきょくは無に帰してしまうにちがいない、という観念からのがれられなくなる。……こうした状態のもとでは、いかに労苦を重ねてもものこるものとてないから、人びとは、生きる勇氣、すなわち、行動し、たたかう勇氣をくじかれてしまうであろう」(同上, p.158)。

社会との絆が弛緩した状況に置かれたとき、あるいはより主観的には社会と結ばれているという実感が失われてしまったとき、人はいかに弱く、脆いものであるかという人間への想像力をデュルケムといわき判決は共有している。いわき判決の次の一文はそのことを象徴的に表している。

「いかに若々しい生命力に溢れている筈の中学生といえども、その主要な生活関係である学校生活の場で、このように自己の全人格や人間としての存在基盤そのものが否定されるようないじめを受け続けたのでは、生きる意欲を失い自らその生命を絶つという挙に出たとしてもあながち不可解なこととはいえないように思われる。」(前掲, p.127)

以上を見れば、いわき判決がみずから意味あるものにするためにテキストを司法言説から社会的言説の上にシフトさせていることがわかる。それに伴って、これまでの判決がいじめを金銭強要や暴行・傷害、脅迫などの不法行為に還元してきたのに対して、いわき判決はいじめを個々の不法行為にではなく、社会との絆を断ち切るような状況に相手を追い詰めることがすなわち「いじめ」であると暗に認定し、「偶然的な原因」を引き金に子どもが自殺を図ることを予見できなくても、そ

うした「いじめ」があったことを知っていたのであれば、死を避けるための措置をとる責任が学校にはあったと判断したのだった。「いじめ」を個々の不法行為に還元しないで認識した初めての判決という意味で、この裁判はわが国初の「いじめ」裁判であったといえる。

しかし、それでも現に自分が直面している事態が社会との絆を断ち切るような状況に相手を追い詰める種類の「いじめ」であるかどうかを教師はどのように判断することができるのだろうか。この問いに判決文が答えるのでなければ依然として結果論であることは免れないのではないかと疑問も生まれるだろう。当然の疑問であるが、しかしそれは司法言説の内部における疑問である。司法言説に内部にとどまるのであればそもそも社会学的言説を対比的に持ち出す必要もないことになるだろう。ここで問題にしたいのはそういうことではなく、判決が社会学的言説に部分的にシフトしたことの意味、そのことによって子どもの教育に関して何が問われているのかという点である。そうした観点からこの判決を読めば、問われなければならないのは、家庭や学校にとって、人間の生の根拠でもあり、目標でもある社会との絆を実感させるような教育とはどのようなものであるかという問いであり、問題を個人の心の問題に囲い込むことによってよりも、社会との絆を深めることによる問題の解決手段が構想されなければならないとしたらそれはどのようなものであるかという問いであったはずである。

3.4. 本人過失 4 割の意味

とはいえ、いわき判決は司法言説から社会学的言説に全面的に足場を移したわけではない。それならば自殺に関して本人の過失はゼロとなり、第三者がすべて責任を負わなければならないはずである。しかし、いわき判決はそうはしなかった。学校に責任を負わせるだけでなく、家族の責任もまた学校と同等に認めた。加害生徒の家に乗り込んでいったこともある兄は弟に強くあれと諭すばかりであり、両親は「両名ともに保護者としての自覚に乏しく、そもそも監護の意欲も能力も高いとはいえなかった」。両親に代わって面倒を見ていた祖母は、本人の指導に熱心ではあったが、その中心は本人を学校へ行かせることにあり、熱意とは裏腹に本人の逃げ道を狭め、ますます窮地に追い詰めることになったと判決はいう。そうして判決は学校と家族にそれぞれ 3 割ずつの過失を割り当て、残り 4 割を自殺した子ども本人に割り当てた。死を決意する前にすべてを周囲に話して助けを求めるとか登校拒否をするなどしてなんとか死を回避する手立てもあったのではないか。そうした

手も打たずにみすみす自分を死に追いやってしまった責任があるというわけである。そもそも司法言説の中では予期せぬ自殺者に対しては本人過失10割が相場であったから、いわき判決は判決の足場の4割を司法言説内に残し、6割を社会学的言説に移行させたということもできる。

ところが、判決文が示した責任の配分、ことに4割を自殺した子ども本人に割り当てたことにマスコミや学者など多くの人は納得がいかないふうである。プロの人たちだけではない。授業で実際に判決文を読んでもらった学生たちの多くが抱く感想もまた同様である。自殺した被害生徒は長い間ひどいじめを受け続けた末に、死ぬよりほかに選択肢のないところまで追い詰められたのであって、その被害者に学校や家族よりも大きな過失を負わせるなんてかわいそう、というわけである。産経新聞もほぼこれと同趣旨の意見を表明している。「(家庭の責任に判決が触れたことは評価しつつも)ただ、自殺した少年にも、登校拒否などでもっと強い意思表示をすべきだったと言っているのはどうか。いじめの被害者は自尊心を傷つけられ、屈辱感におしつぶされている。そこを周囲が敏感にくみ取り、暖かい手を差し伸べてやるのが第一のはずだ」(1990.12.28「主張」)。弁護士の石川恵美子は座談会で被害生徒の心情にいつそう寄り添って責任配分に対して不満を述べている。「この子は中学生で、家からもそうだし、学校に行けば非常につらい。でも、休まなかったのです。逆に言うと、偉いと思っているのです。それで何とか早退したり、抜け出したり、自分自身を何とかごまかして、三年間耐えたというのは、すごいと思うのです。その子が最終的にやったことについて、わたしは、過失相殺四割はないでしょう、と思うのです。その場合、確かに自分で自分の人生をパッと切ってしまった。でも、それが過失相殺と言われたら、この子は立つ瀬がないのではないか」(下村ほか 1991, p.24)。

以上の不満は被害生徒に対する同情論をもとにしているが、教育法学者の市川須美子は判決の論理構成上の問題として本人過失の割合を批判する。「なお一層問題なのは、本人過失の割合である。判旨は、本人過失の割合を、学校側の不作為による過失よりも多くすることによって、自殺の具体的予見可能性を不要とした因果関係論とのバランスを考慮したとも解されるが、このことによって、加害生徒側の過失を考慮外とすることによる原告側への損害の不当なしわ寄せの矛盾を一層拡大することとなった」(市川 1991, p.34)。

これには若干の補足が必要である。文中に「加害生徒側の過失を考慮外とする」とあるのは、加害生徒側とは裁判の途中で和解が成立し、被告の席から外れたから

もはや判決で加害生徒側の過失を問うことはできないことを指している。問題は、最大の過失を問われるべき加害者側が被告から抜けた後の過失割合の認定をどうするかである。そもそも判決は学校側に対して自殺の具体的予見可能性がなかったとしながら、一方で過失認定をするという冒険をしている。なんといっても判決文の最大の読者層は司法言説社会の人間である。学校側の過失を過大に見積もればそれこそ世間の学校悪者論に迎合するだけのものになってしまう可能性がある。そのため判決は相対的に家族および本人の過失割合を大きくすることによってバランスをとったのではないかと疑問を呈しているわけだ。加害者の過失割合の一部を結果として被害者がかぶることになったと。市川は全体としてこの判決を高く評価しているのだが、では被害生徒の過失を可能な限り小さく見積もれば、この判決の意義はさらに大きくなったのだろうか。おそらくそうはならない。なぜなら市川を始めとする司法言説社会内リベラル派の評価する意義は司法言説からはみ出たところであり、問題点は司法言説内での問題だからである。

いずれにしろ、以上にあげた不満は判決が司法言説を超え出た、その越え方が中途半端であることに向けられている。しかし、この中途半端さに意味が宿ることもあるのだ。どういうことか、まず同情論から考えてみよう。

同情論は自殺した被害生徒に4割もの過失を割り当てるのはあまりにも酷だというのだが、では過失をゼロにすることはどういうことなのか。司法言説内の常識は第三者に予見されることなく自殺した本人の過失を10割としてきたのであるが、そのことの意味は、人は原理的に他人の心の中を見ることはできないということにとどまらない。中学生といえどもその自殺は「一個の人間の意図的行為であることには変わりはなく、その最後の一瞬におけるまでその者の意思に依存するものである」と中野富士見中判決が言うとき、判決は最後の一瞬まで意思も判断力も理性もある「一個の人間」として被害者を見ている。命の責任者としての人間の人格を見ているとも言える。それに対し、過失をゼロにすることは、自殺した被害生徒を自分の命に対してまったく無能力・無責任な存在であったとみなすことであり、人格ある存在としては認めないということである。これではかえって個人を貶めていることにならないだろうか。自殺した被害生徒に割り当てられた過失の中途半端さは、人間は社会との絆を実感できないまま死の間際まで意思を貫徹できるほど強くはないという社会学的言説の人間観（これは世間の常識の一部でもある）を表していると同時に、世間の常識がともすると同情論に流れるあまり結果として被害者の人格を否定するところまで極端に走ることへの警告にもなっていることに注意を向ける必要がある

う。

それだけではない。この中途半端さにはもっと積極的な意味もある。過失ゼロの人間、つまりは自分の命に関してさえまったくの無能力・無責任な人間に外部からどのような働きかけができるだろうかという問いかけがそれである。判決に4割の過失として示された意思・理性・人格が存在していればこそ、外部の人間はそこに働きかけることができる。つまり、学校側や家族に割り振られた過失を教育的な過失と見ることもできるということだ。判決によって与えられた被害者の4割の意思・人格はついに苛烈な状況に耐えることができなかった。しかし、死の瞬間まで失われてはいないと想定された意思や人格に学校や家族がどれほどの働きかけをしたといえるだろうか。自分の命が危機に瀕しているとき、場合によっては学校や家族の掟を破ってでもまず命を守る手段を講ずるべきであったと思い至る人間を学校や家族は育成しようとしてきただろうか。

14歳の人間が学校という世界で死を選び取ったこと、そのことだけをとってもこれを教育世界の出来事と見るのに違和感はない。学校と家族、そして本人にそれぞれ割り当てられた過失は、危機に瀕している子どもになお教育可能性を見てきただろうか、その場合、どのような教育が必要であり、また可能であったのかを問いかけている。自殺した本人に割り振られた過失の中途半端さに意味を読み取ること、これはいかなる時も人間に教育可能性を見る教育言説の中で判決を読むことにほかならない。

以上、司法・社会学・教育の三つの言説の中に置いたとき、判決がそれぞれどのような意味を放射し、また人びとの判決に対する反応がどのような意味に対応しているのかを素描してきた。もっとも、説明は図式的にすぎる面もあるし、そもそも各言説の内部構造を検討しないままでもあり、ほとんど骨格だけのスケッチといってもいい。あるいは、さらに別の言説にこれを置いて「読む」ことも可能であったろう。しかし、ここでの目的はすべての可能性を「読む」ことにあるのではないし、ひとつのドキュメントに意味を与える言説構造をくまなく明らかにすることにあるのでもない。教育関係者は判決が社会的であることに納得がいかないし、マスコミや世間は判決が教育的であることに不満である。そして司法界は判決が司法的言説の外に踏み出していることを容認できない。要するにだれにとっても納得のいかない点がある。こうした不思議なドキュメントからどのような意味を受け取るのか、またその意味はどのような言説に支えられているのか、この観点からの読解が可能であることを具体例とともに示すこと、ここでの目的はそれ以上のものではない。

4. おわりに

テキストを「読む」ことにはある種の消極的なイメージがつきまといっている。テキストには潜在的に多様な意味が含まれており、読み手の背後知識や社会的位置取り、要するに読み手が依拠する言説社会の違いによって、テキストはおのずと異なる意味を投げ返すといったイメージである。もちろんそのことを否定するつもりはない。日常、多くの場面で私たちが経験するのはこの種のことがらである。しかしそれだけでは、ドキュメントのように一義的な了解を求める性質をもつテキストの多様な意味を掘り起こし、議論の俎上に乗せることはできない。それができるためには異なる複数の言説空間にテキストを置いてみなければならない。ここがドキュメントを「読む」ときの難所である。異なる言説空間にテキストを置くということは、他者の思考方法で思考し、他者の目でテキストを「読む」ことだからである。ところが幸いなことに、社会学者であることの利点は異なる言説空間を比較的自由に行き来できるところにある。他者の思考方法と他者の目でテキストに直面し、ある特定の言説空間において現れてくる意味とは別の意味を読み取ることはやさしいとは言えないが、訓練を受けた者ならむしろ好んで行う類のことである。そこには創造がある。あらゆるテキスト読解がそうであるように、「別の意味を読み取る」とは単に潜在的に含まれていた意味が自動的に浮かび上がってくるのを待ち受けるというようなものではない。むしろ言説空間内のあらゆる資源を動員してテキストとともに新しい意味を創造することであると言うほうがふさわしい。

ただし、創造的であることはかならずしも恣意的であることを意味してはいない。ドキュメントを含むテキストが有意味であろうとすれば、それはかならず特定の言説社会を前提にしており、また有意味なテキストはなにがしか前提とする言説社会の構造を写し出しているからである⁽³⁾。テキストは、私たちがその中に属して考えたり話したりしている言説を目に見える形で私たちの前に提示してくれる。そうしてテキストは言説や言説社会を再確認したり、補強したりする。それだけではない。テキストはときに前提とする言説をはみ出たり、ずらしたり、変形したりして、思いもかけない仕方で言説や言説社会に揺さぶりをかけることがある。そうした揺さぶりに意味を見いだすこと、それはそれまで自明視していた言説とは異なる言説に足場をずらすことであり、そうして浮き上がってきた意味がやはり有意味であるためには、部分的にではあれ、いずれかの言説社会によってその意味が支持されているのでなくてはならない。こうした一連の読解作業がすべて恣意的にできるとは思

われない。

あるテキストの意味を特定の言説社会が独占することができない局面は、テキストを「読む」チャンスでもある。「読む」ことで揺さぶられた言説を組み替え、再構成し、活性化するきっかけを与える可能性もある。もしドキュメントを「読む」といういかにも地味な作業にもいくばくかの快樂を見いだせるとしたら、それは「読む」ことの中にこうした創造的な面が含まれているからであろう。

〈注〉

- (1) G. H. ミード (1934) は人間が適応しなければならず、その中で生き延びなければならぬもっとも根底的な世界を表現するのに「言説世界 (Universes of discourse)」という概念を使って表現している。複数形で書かれていることからわかるように、ミードも異なる複数の言説世界の存在を想定してはいるが、主たる関心はその複数性にではなく、むしろコミュニケーションの基礎としてどの言説世界もが持っている潜在的な普遍性のほうに向けられている。複数の言説世界同士の軋轢に注目したい本稿ではより生々しさを強調するフーコーにしたがって「言説社会」の用語を使用する。
- (2) 「このままじゃ『生きジゴク』」と書かれた遺書やいわゆる「葬式ごっこ」で話題になった事件の第一審判決。遺族＝原告はこの判決を不服として控訴したが、東京高裁においても自殺に対する学校側の責任は認められなかった。
- (3) テキストと言説社会との関係は、デュルケムが『宗教生活の原初形態』で探求したトーテムと氏族との関係にきわめて近い。その意味では、こうした観点はカルチュラル・スタディーズに固有のものというわけではなく、社会学の基本的観点であるとも言える。

〈参考文献〉

- Ball, Stephen J. 1990 "Introducing Monsieur Foucault", Stephen J. Ball (ed.) *Foucault and Education: disciplines and knowledge*, Routledge (= 1999, 稲垣恭子ほか訳『フーコーと教育：〈知＝権力〉の解説』勁草書房).
- Durkheim, Émile, 1912, *Les Formes élémentaires de la Vie religieuse: Le Système totémique en Australie*, Paris, (= 1941, 古野清人訳『宗教生活の原初形態 上下』岩波文庫).
- , 1960, *Le suicide: Étude de sociologie*, nouvelle édition, 3e trimestre,

- Presses Universitaires de France, Paris, (=1980, 宮島喬訳『自殺論』(『世界の名著58 デュルケム ジンメル』所収) 中央公論社).
- Foucault, Michel, 1969, *L'archéologie du savoir*, Gallimard, Paris, (=1977, 中村雄二郎訳『知の考古学』河出書房新社).
- , 1971, *L'ordre du discours*, Gallimard, Paris, (=1981, 中村雄二郎訳『言語表現の秩序』河出書房新社).
- 石川恵美子・伊藤進・下村哲夫・関根正明, 1991, 「いじめの法的問題と学校・家庭」『ジュリスト』No.976, pp.15-28.
- 市川須美子, 1991, 「福島地裁いわき支部『いじめ自殺』判決の意義と問題点」『ジュリスト』No.976, pp.29-34.
- Mead, George H., 1934, *Mind, Self, and Society: from the standpoint of a social behaviorist*, The University of Chicago Press, Chicago, (= 1962, edited by C. W. Morris, *Works of George Herbert Mead, volume 1*)
- 山本雄二, 1999, 「義務としての登校拒否——学校化社会における命の問題」, 古賀正義編『〈子ども問題〉から見た学校世界』教育出版, pp.67-87.
- , 2002a, 「教育問題と責任の帰属——「いじめ」自殺事件をめぐって」竹内洋編『学校システム論——子ども・学校・社会』放送大学出版部, pp.127-137.
- , 2002b, 「教育知と主体の問題」『関西大学社会学部紀要』第34巻, 第1号, pp.185-206.

ABSTRACT

Reading Documents: The Judicial Ruling in a Lawsuit Seeking Compensation for a Suicide Caused by *Ijime* Bullying

YAMAMOTO, Yuji

(Kansai University)

3-3-35 Yamate-cho, Suita-shi, Osaka, 564-8680, Japan

E-mail: yujiy@ipcku.kansai-u.ac.jp

The purpose of this paper is to apply text theory to the reading of documents and to show an example of how the theory is applied.

In the field of cultural studies, there has been an accumulation of attempts to read texts. Among texts, a document is a special text, since it is written to be read from the beginning and therefore requires a particular way of reading. One method of analysis is to locate a document in different discourses in which some words gain meanings and others lose them. This paper examines a judicial ruling as an example of a document and attempts to show how to read it.

The judicial ruling taken here is a decision on a lawsuit seeking compensation for a suicide caused by bullying in Iwaki City (1990). The victim was a third-year male junior high school student. It attracted considerable attention because it was the first case in Japan in which a court accepted professional negligence by school teachers as the cause for the suicide of a student. Three different meanings in three different discourses, that is, judicial, sociological, and educational radiate from this decision. First, in the judicial discourse, it is seen as quite senseless since it accepts the negligence of school teachers who could not foresee the suicide of the victim.

This senseless decision, however, may be understandable in a sociological discourse. For, as Durkheim states in *The Suicide*, people tend to commit suicide for reasons of trifling matters when they cannot feel any bond with their society. If people accept the thought that *ijime* bullying breaks the feelings of a bond with society, and if they recognize the maliciousness of this, school officials can be seen as responsible for preventing the worst possible outcome, even if the particular direct causes of a suicide are not necessarily identified. This is the logic of the ruling.

At the same time, the ruling placed 40 percent of the negligence on the victim himself. This 40 percent acknowledges his will and reason, in other words, his personality until immediately before death. This indicates that other people can work with a victim as long as he is alive. There is no education without a personality. This is none other than to read the ruling as an educational discourse.

As I have shown in the example above, reading a document in different discourses gives us opportunities to consider the many possible issues it potentially entails.